

静岡発第112号
令和5年6月19日

「いのちのとりで裁判」に関する会長声明

静岡県司法書士会
会長 井上 尚人

1 声明の趣旨

2023年5月30日、静岡地方裁判所は、県内の生活保護受給者が行政処分庁に対し「生活保護費の減額処分」の取消しを求めた訴訟において、当該減額処分に至る厚生労働大臣の判断過程に過誤、欠陥があったとして、原告勝訴判決（以下、「本判決」）を言い渡した。

当会は本判決を支持する。

2 声明の理由

本判決は、厚生労働大臣が生活保護費のうち生活扶助基準（生活保護基準のうち生活費部分）を2013年から平均6.5%（最大10%）、減額総額約670億円と大幅に減額した処分が違法であるとして、全国29都道府県で1000人を超える原告が提訴している一連の訴訟（いわゆる「いのちのとりで裁判」）の、静岡県内における初判決である。本判決では、生活必需品の物価が上昇していたことがうかがわれるにもかかわらず、また、物価を指標として生活扶助基準を改定するに際し、専門委員会、検討会及び基準部会等で本格的に検討した形跡が認められないにもかかわらず減額処分を決定したことや、原油高により物価が一時的に高騰した平成20年を敢えて物価指標の起点としたこと等、減額処分の判断過程に問題があったことが指摘されている。統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性をそれぞれ欠いた減額処分により生活保護受給者が厳しい生活状況に追い込まれている問題に真摯に向き合った、価値ある判決であると考えます。

生活保護制度は、わが国に居住する人々にとって「最後のセーフティーネット」である。支給される生活保護費のみでは健康で文化的な最低限度の生活を送ることができないようでは、それを保障するとして憲法の規定に反することになり、現実にも生命の危険すら案じなければならないケースも少なくない。昨今の急激な物価上昇の中で生活保護基準が不当に引き下げられている状態を看過することは、生活困窮者にさらなる困難を強いることと同義であるため、その是正は速やかに行われなければならない。

また、この「生活保護基準」は最低賃金や教育・福祉など多様な施策の適用基準にも関連するため、生活保護受給者に限らず広く国民の生活に多大な影響を及ぼすものであり、その基準の決定は物価に関し知見を持った専門家の意見を十分に考慮した上で決定されるべきものである。いのちのとりで裁判は全国の裁判所で22件言い渡されており、うち原告（生活保護受給者側）が11件勝訴しているところ（但し、令和5年6月16日現在）、行政訴訟においてこのように原告が勝訴するのは異例であり、こうした判決傾向も行政の不当な処分に対する司法からの問題提起と受け取るべきである。

以上の理由から、当会は本判決への支持を表明すると同時に、厚生労働省に対し、適正な生活保護基準の決定、ひいては生活保護制度の適切な運営を求めるものである。